

都市問題パンフレット

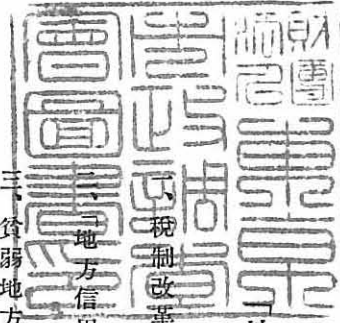
NO30

東京市政調査會

京城帝國大學教授

鈴木 武雄

「地方信用金庫」創設論



地方信用金庫」創設論 目次

一、税制改革案と地方債の前途……………	一頁
二、「地方信用金庫」創設の必要……………	二
三、貧弱地方團體にとり特に切實なる「地方信用金庫」の必要……………	四
四、地方融資機關としての預金部及び簡易保険局……………	五
五、「地方信用金庫」の主たる業務……………	九
六、「地方信用金庫」の附隨的業務……………	四
七、「地方信用金庫」の資金……………	五
八、「地方信用金庫」の組織……………	七
九、むすび……………	八

附録 税制改革案と地方債の前途

一、「地方財税制改革案特輯」が逸した一つの問題	元
二、地方財政に於ける公債の重要性	三
三、税改革案國稅部門の検討と地方債	四
四、地方債起債市場の前途	六
五、地方債起債難打開の方策——「地方信用金庫」を創設せよ——	元

「地方信用金庫」創設論

鈴木 武雄

一 税制改革案と地方債の前途

馬場税制改革案が發表せられたとき、私は、これを「地方債」の立場から検討し、その國稅改革案が若し其儘實現せられたなら、起債市場に於ける地方債の起債條件を著しく逆轉せしむるに至るべく、國債三分半ベースにして動かさる限り、「地方債一流物四分一」の條件は、單なる過去の華やかな追憶に過ぎないものとなるであらうと云ふことを指摘した¹⁾。其後、税制改革案の詳細な内容の判明するに従ひ、「案」に對する細密な數字的研究も各方面に於て漸次企てらるゝに至つたが、それらの結果に従ふも、地方債の前途は、愈々樂觀を許さざることが瞭らかとなるのみであつた。例へば、第三種所得稅新稅率案の判明を俟つて、東洋經濟新報社の計算した「個人投資利廻の變化」に據れば、地方債（四分一）の所有者は、七千圓以上の所得者ならば國債に買換えを有利とし、一萬圓以上の所得者ならば更に信託預金に投資換えしても有利となり、七萬圓以上の所得者ならば銀行預金に替へてもなほその方が有利である。然るに、改革前即ち現行稅制の下に於ては、東京大阪兩市に於ける昭和十一年

1) 附録、拙稿「税制改革案と地方債の前途」。

度所得税附加税額（四割五分、三割五分）を加へて税引利廻の比較を行ふに、すべての階級の所得者にとり、地方債の利廻は、一樣に、銀行預金、信託預金、國債の上鞘にある。故に、新税制の下では、個人投資家にとつても、どうしても投資物件の編成替へが必要となり、これを阻止するためには、地方債條件の逆轉が必至となることとが證明せられてゐる譯である。

この當然豫想せられる地方債起債の困難打開の實際的方策の一つとして、私は、「地方信用金庫」の如きものを創設してはどうかと考へるものである。勿論、かゝる「金庫」を新設することによつて、深刻な地方債問題——延いて地方財政問題が全面的に解決せられるものとは固より考へ難いが、閑却せられ勝ちな地方債問題に對して、從來よりは多少の具體的貢獻をなし得るのではないかと考へてゐる。

二 「地方信用金庫」創設の必要

地方財政に於ける地方債の重要性に就ては茲に改めて言ふを要しないところである。地方團體は、その財源經理に於て起債に俟つこと愈々大きく、このことは累年老大なる地方債未償還額の累積となつてあらはれ、その元利償還のための公債費従つてまた巨額の費目となつて年々の地方財政を壓迫してゐる。試みに昭和十年度豫算を見るに、地方公債費は三億八千六百萬圓で教育費に次ぎ地方總歳出の二〇・八%を占め、その増加率また侮り難く大正十四年を一〇〇とすれば昭和十年に於て二・四とまさに倍増以上である。

従つて、若し地方債の起債條件が地方團體にとつて頗る有利となり、新規起債分ばかりでなく既發高利債を順

次低利に借換へることが出来るならば、地方財政にとつてこの重い公債費の負擔が比較的大いに輕減せられるであらうことは言ふ迄もないところである。而して最近年に於ける低金利趨勢は、主として赤字財政を經理する政府のために工作せられたものではあつたが、延いて地方財政をもその恩典に浴せしむるところが頗る大きかつたことは之を争ふことが出来ない。地方債一流物四分パーの標準條件出現及び昨年七・八月頃までの起債市場に於ける旺盛な地方債の借換發行等から推してもこの點は充分に窺ふことが出来る筈である。然るに、地方財政にとつて謂はゞ天與の福音たるこの起債市場に於ける有利なる地位は、今や逆轉せんとしつゝあるのである。その原因の一つは、證券業者乃至信託會社が過度の引受競争に専念し、ためにその反動として條件行過ぎが引受業者自體によつてもまた監督當局の側からも大いに警戒せられ、地方債引受シンデケート團の結成其他の起債市場統制方策すら考へらるゝに至つたことにあるけれども、他の一つは、言ふ迄もなく税制改革案の成立が齎すであらうところの地方債起債條件に關する前途の見透しに基くのであり、それに原因するところ頗る大いなるものがあるのである。即ち、税制改革案の國稅部門が國債利子を優遇すること餘りに大きいため、各種證券投資利廻りの均衡が必然に破らるゝことが豫想せられるからである。この他にまた、私は、今次の税制改革案に依つて地方財政調整交付金制度が創設せられ、地方團體の主たる經常財源が伸縮彈力的な地方獨立税ではなくて中央政府からの交付金になると云ふことが、地方團體の起債能力——少く共起債市場に於ける起債者としての地方團體の立場を著しく弱めるであらうと考へてゐる。

要するに、信用需要者としての地方團體の將來は決して安易なものとは言ふことが出来ないのである。地方團

2) 三分五厘九十八圓十五年物とす。
3) 三分八厘とす。
4) 三分三厘とす。

5) 「東洋經濟新報」昭和十一年十二月十二日號參照。
6) 附錄拙稿參照。

體は、この際、出来るだけ容易に且つ出来るだけ有利に信用を獲得する方法を考へるべきである。そして、私見に依れば、今や地方團體は低金利趨勢の今一段の深化を單に鶴首して待つ時機にあらず、また起債市場に於て其の場其の場の懸引の巧妙をのみ期待するの時機にあらず、進んで地方團體自體のために、その起債を容易にしその利子負擔輕減に役立つ特殊の施設乃至機關を有すべきである。加之、若し地方債引受シンデケートの如きものの成立により起債市場の統制が一段と深化せられることになれば、この引受者側の團結に對して起債者たる各地方團體側も市場に於て無用なる競争を避ける方法を考ふべきであらう。

「地方信用金庫」は、かゝる意味に於て、此際大いに設立の必要があると思ふ。

三 貧弱地方團體にとり特に切實なる「地方信用金庫」の必要

尤も、こゝで注意を要することは、上來地方團體をば單に一律に對象として來たけれども、有力府縣或は大都市とさうでない爾餘の地方團體とを區別して考へて見る必要があると云ふことである。前者は何と云つてもその實力は大きく従つてその信用力は高い。従つて今後一流物四分の一の條件は期待し得ず、相當の條件逆轉が豫想せられるとしても、市場に於て起債困難となるやうなことは先づ有り得ない。條件逆轉のため公債費の負擔に於て不利なことはあるけれども、市場に於て必要な資金の融通を受けることに於て先づ支障はないであらう。尙ほ地方税制の改革が如何にならうと、これらの有力地方團體は、その財源として、税收入の他に巨額の使用料收入——主として公營企業收入を擁してゐるのであつて、この點今次の地方税制改革が地方團體の税收入財源を大部

分調整交付金におき代へることにより、起債市場に於ける地方團體の擔保力を著しく減殺するにも拘らず、かゝる使用料收入が元利償還財源となつてゐる地方債——例へば電氣事業市債の如し——には、擔保力の上からの影響は先づ存在しないであらう。

之に反し、少數の有力自治團體を除く大多數の地方團體——主として二流以下の市町村にとつては、元來信用力極めて低い上に、有力な使用料財源を有さないから、地方税制改革は、直ちに起債上の擔保力の著しい減退を意味することになり、地方債起債條件の逆轉傾向と相俟つて、この種地方團體の起債能力、信用力は非常に減殺せしめられるに相違ないのである。

「地方信用金庫」設立が最も切實に必要とせられるのは立入つて言へば、元々信用力の高い有力府縣或は大都市ではなく、實に爾餘の大多數の富裕ならざる地方團體にとつてである。

四 地方融資機關としての預金部及び簡易保險局

現在我國に於て、産業組合は、その中央信用機關として「産業組合中央金庫」を有し、商業組合、工業組合乃至輸出組合は「商工組合中央金庫」を有してゐる。然るに地方團體は、右の如き中央信用機關を有しない。地方團體にして資金を地方債に需めねばならぬものは、夫々各自に金融市場に赴いてこれを調達しなければならぬ。尤も大藏省預金部或は簡易生命保險局の如きものがあつて、地方團體の特殊の事業乃至施設に對しては、特に低利長期の資金を融通してゐることは之を看過することが出来ない。併し、これらの機關は、元來、地方團體に對

する融資のみを専任するために設けられたものでないことは言ふ迄もない。即ち、大藏省預金部資金は、「預金部資金運用規則」に依り、

- 一 國債の應募、引受若しくは買入又は一般會計若しくは特別會計に對する貸付
- 二 地方債若しくは健康保險組合債の應募、引受若しくは買入又は地方公共團體若しくは健康保險組合に對する貸付
- 三 特別の法令に依り設立せられたる法人にして債券を發行するもの、發行に係る債券の應募、引受若しくは買入又は此等の法人に對する三年内の貸付
- 四 特別の法令に依り設立せられたる銀行にして社債を發行せざるものに對する貸付
- 五 外國政府の發行に係る國債の應募又は買入
- 六 日本銀行に對する在外指定預金

の六種に運用すべきことが規定せられ、地方債の應募、引受若しくは買入又は地方公共團體に對する貸付は、預金部資金運用の一部に過ぎないのである。之を數字に就て見ると、昭和十一年十一月末に於て、預金部資金の地方債證券に運用せられたるもの十億八百萬圓、運用總額の二一・八％に過ぎず、他に貸付額を加ふるも、到底國債證券に對する運用額十九億二千七百萬圓、運用總額の四一・六％を占むるに及ばないのである。

又、簡易生命保險積立金の運用に就ても、保險契約者に對する貸付を爲す場合を除くのは、「公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ組合ニ對シ」貸付を爲すべきことが規定せられ、これまた地方團體に對する融資の専任機關ではない。尤も、これを數字に就て見ると、預金部資金運用の状態よりは遙かに地方團體に對する融資が重んぜられてゐるやうである。即ち、昭和九年度末現在簡保積立金運用狀況に依れば、左表の如く「公共貸付額」

7) 預金部資金運用規則第一條。
8) 簡易生命保險積立金運用規則第二條及び簡易生命保險積立金貸付規則第一條。
9) 昭和九年度「簡易保險統計年報」所載。

の大部分は地方自治團體に對する貸付であり、且つその内譯不明なるも「其ノ他ノ有價證券放資額」の主なるものは地方債證券と考へられるから、簡保資金の運用に關しては地方團體の方が有利な地位を占めてゐる。

簡保積立金運用狀況（昭和九年度末）

種 別	金 額	種 別	金 額
公 共 貸 付 額	一八七、八二八 千円	其の他の有價證券放資額	四〇六、八九五 千円
帝國政府公債證券放資額	一四〇、五八五	保險契約者に對する貸付額	一〇七、九七七
預 金 部 預 金	三七、三一五	計	八八一、〇七六
現 金	四七五		

備考 合計の符合せざるは千圓以下切捨てたるによる。

なほ、郵便年金の積立金があるが、これが運用は年金契約者又は年金受取人に貸付を爲す場合の外は、公債を購入し其他有利且つ確實なる方法を以て公共の利益のためにこれをなすべきことが規定せられ、貸付に關しては「地方自治團體ニ對シ貸付ヲ爲ス」と規定して、簡保資金の貸付よりは、更に狭く相手方を地方自治團體に限つてゐる。従つて郵便年金積立金の運用に關しては、地方自治團體の地位は更に恵まれてゐる譯であるが、その運用資金總額は現在なほ僅少であり、また必ずしも地方團體融資専任機關ではない。

10) 同上原表の備考欄説明に據る。
11) 郵便年金積立金運用規則第二條。
12) 郵便年金積立金貸付に關する件（逕信省令）。

郵便年金積立金運用状況（昭和九年度末）¹³⁾

種 別	金 額	種 別	金 額
公 共 貸 付 額	九三二 ^千	預 金 部 預 金 額	五、二八八 ^千
帝國政府公債證券放資額	二、四一八	現 金	—
地方債證券放資額	三八、三三一	計	六九、〇二九
年金契約者等に對する貸付額	一、〇五八		

備考 合計の符合せざるは千圓以下切捨てたるによる。

以上によつて明らかな如く、大藏省預金部、簡易生命保險積立金、郵便年金積立金等は、地方團體に對する融資機關として看過すべからざる重要な役割を演じてゐるけれども、決してその専任機關ではなく、夫々本來の目的を有し、地方團體に對する融資は、如何に巨額であつてもその副次的作用に過ぎないのである。而も最近に於ける國家財政の狀況を考へる時には、右のうち最も巨額の資金を擁する大藏省預金部の如きは、今後益々政府によつて赤字財政の運営に奉仕することを餘儀なくせしめられるであらう。それは、直接に赤字公債引受機關としての姿を擴大するばかりでなく、昨年下半年に於て見られたやうに、赤字公債市價維持のため、梗塞せる市場短資を引き緩める目的の下に興銀を通じてなしたコール放資の如き金融操作の手段として利用せらるゝ機會も益々多くなるであらう。また滿鐵社債の預金部引受決定乃至滿洲帝國公債引受の如く、發展する我が大陸政策の資金供給機關としての預金部の意義も今後重要性を増すものと見なければならぬ。果して然らば、地方團體は今

後決して預金部の寵兒たり得ないであらう。

即ち、地方團體にして臨時に資金を必要とするものは、原則として自力にこれを解決する覺悟を有たねばならぬ。即ち自ら金融市場に赴いてそこで資金を調達したければならぬ場合が多いのである。

然るにその金融市場に於ては、既に見て來たやうに、地方債起債條件が種々の點より逆轉惡化せんとしつつあるのである。

五 「地方信用金庫」の主たる業務

かくて、地方團體は、地方團體のための専任信用機關として、「地方信用金庫」の如きものを有つべきであると考へられる。

地方信用金庫は、道、府縣、市町村等の地方團體に對する中央信用機關で、その組織上の關係は、後に觸れられるやうに特別の考慮がなされねばならないが、先づ類似の關係を既成のものに需めれば、産業組合及び同聯合會の産業組合中央金庫に於けるが如き、また商業組合、工業組合、輸出組合及び同聯合會の昨年創設せられた、商工組合中央金庫に於けるが如きものである。

中央信用機關として、地方信用金庫は、地方團體に對し信用の授與を行ふ。之に關し、資金の直接貸付、地方債證券の直接引受、地方債の元利保證、地方債利子の補償等の方法が考へられる。右のうち、資金の貸付、地方債證券の引受等の如く、地方團體に對し直接融資することは、「金庫」をして最初より巨額の資金を用意せしめね

13) 昭和九年度「簡易保險局統計年報」に據る。上表中「公共貸付額」は全部地方自治團體に對する貸付なることが原表備考欄に説明せられてゐる。

ばならぬ。これは先づ不可能であらうが、併し「金庫」は、自らの信用を以て、金融市場乃至は預金部等より資金を吸収し、これを地方團體に融資すると云ふ風に信用媒介機關として立つことは出来る。これは恰かも産業組合中央金庫が産業債券を發行し、商工組合中央金庫が商工債券を發行して得たる資金を所屬組合に融通するのと同じに居り、地方信用金庫制度にもこれを輸入することは興味があると思はれるが、その場合注意しなければならぬことは、これに依つて折角從來より地方團體が享有してゐる地方債起債の權限を奪ひ、これを一切中央機關たる地方信用金庫に集中すると云ふやうなことは避けねばならぬことである。蓋し有力府縣或は大都市の如きは、直接市場に於て起債する方が有利で、なまじ「金庫」を通じて間接に資金を得るためにそのコストを却つて高められることが多いと考へられるからである。故に、地方團體の起債の自由はこれを存置し、別に、必要ある場合信用力低き地方團體のために、地方信用金庫の高き信用力を以てする媒介機能——例へば預金部或は有力銀行より「金庫」が貸付を受け又は「地方信用債券」を「金庫」が發行して得たる資金を改めて地方團體に融通するが如きことを併せ認めればよいのである。この場合には、地方團體に對する利率は、金庫が獲得する資金利率よりも幾分高められるかも知れないけれども、信用力低き地方團體が直接資金を獲る場合と比較しておそらくは差はないであらうし、利率を別としても資金獲得の容易さに至つては全く比較にならないであらう。尙ほこの點に就ては、後述するやうに「金庫」を必ずしも産業組合中央金庫と同様の原則の下に經營せしむる必要なく、「金庫」の事務費其他を利鞘によつてカヴァーすることは必ずしも必要ではないから、利子率の差異は、單に多少の危険カヴァーの程度に止めることも出来ると思ふ。

地方債に對する元利保證を「金庫」をしてなさしめるのも亦無意義ではないと思ふ。從來、大都市の外債等に對して政府の保證がなされたが、貧弱町村の起債に際して「金庫」が保證するならば、貧弱町村はどれだけ有利な條件に於て且つ比較的容易に起債する力を與へられることになるか想像に餘りあるものがあらう。

最後に、利子の補償であるが、地方團體の公債費を輕減するために、一定の事業のために起された地方債の利子にして種々の事情のため高利を餘儀なくせしめらるゝものに對しては、例へば政府低利資金利率を超える部分に就て「金庫」よりこれが補給をなすのである。

この利子補償は、償還を伴はない點に於て一種の補助金の如きものであるから、これを無制限に認めるときは「金庫」の資金を涸渇せしめる恐れがある。それ故に、利子補償を受け得る地方債は、一定の事業のために起されたものに限り、その事業種類は、一定の標準より地方福利増進のために緊急必要なるものを選び、これを例へば「預金部普通地方資金融通規則」第五條の如く、また簡易生命保險積立金に關し、逕信省告示を以て毎年度貸付原資及び貸付利率と共に貸付目的が示される如く、勅令又は省令（内務省令）を以て豫め規定しておくべきであらう。また、利子補償を受け得べき地方債利子に就て、フランスの「縣市町村信用金庫法」の例に倣ひ、その最高限度を確定することも或は必要であるかも知れない。蓋し、この利子補償制度が濫用せらるゝ場合には、一定程度の利子補償あるを幸ひとして、地方團體は起債に當りその條件を不當に高めて顧みない恐れがあるからである。

尙ほまた、この利子補償を出來得るだけ財政窮迫市町村に多く均霑せしむるがため、地方團體をその財政狀態に應じて數級に區分し、利子補償の恩典を受くることを得べき地方債の限度を右各級に於て異なるものたらしめ、貧

弱團體ほどその割合を高めると共に、他方「金庫」資金にして年々利子補償に使用さるべきものを豫め適當の標準により各級地方團體に割當て配分する必要もあらう。利子補償が地方債利子全額に就てなされ得る程「金庫」の資金が豊富であれば問題はないが、然らずして限りある場合にはどうしても右の如き方法により貧弱團體ほどより厚き恩典を受け得るやうにしなければなるまい。この點に關しフランスの「縣市町村信用金庫法」は次の如き規定を設けてゐる。¹⁴⁾

第十二條 金庫ノ資金ハ縣及ビ市町村ニ就キ左ノ如クコレヲ配分ス

十五分ノ三ハコレヲ縣ニ留保シ、ソノ半額マデハコレヲサンチーム附加税額三萬五千フラン以下ノ縣ニ配分シ殘餘ハ其他ノ縣ニ配分ス

五分ノ四ハコレヲ市町村ノタメニ留保シ

十五分ノ一マデハ人口三萬以上ノ市町村ニ

十五分ノ二ハ人口三萬以下五千一人ノ市町村ニ

十五分ノ三ハ人口五千以下一千五百ノ市町村ニ

十五分ノ六ハ人口一千五百ヲ超エザル市町村ニ

配分ス

(第二項ハ市町村組合及ビ縣組合ニ關スル規定——略)

一會計年度間ニ於テ或ル類別ノ割當額ガ使用シ盡サレザル時ニハ金庫理事會ハコノ剩餘額ヲ他ノ類別ニ充當スルノ權能ヲ有ス但シ五ヶ年以内ニ上記ノ比率ヲ恢復スルヲ要ス

第十三條 利子補償ハ四十年ヲ超ユル期間ニワタルコトヲ得ズ

利子補償ハソノ利率ガ金庫理事會ノ意見ニ基キ大藏大臣ノ決定シタル最高率ヲ超エザル債務ニアラザレバコレヲナスコトヲ得ズ

地方債ニシテ利子補償ヲ受クルコトヲ得ベキ限度ハ、工事ノ性質ニ從ヒ且ツ起債團體ノ財政狀態並ニ人口増加狀態ヲ考慮シ、命令ニ依リ確立サルベキ一ツノ標準表ニヨリコレヲ定ム

(以下略)

而してこの標準表は、一九三二年三月十日の大統領令を以て、(A)サンチーム附加税額により市町村を十級に分ち最低三五%最高六五%、縣を七級に分ち二〇%乃至五〇%、(B)普通サンチーム附加税・特別サンチーム附加税及び擬制サンチーム附加税の數により市町村を七級、縣を七級に分ち一〇%乃至四〇%、(C)國勢調査に基く人口増加により四級に分ち一五%乃至三〇%の限度を定めてゐる。

利子補償については以上のやうな注意が必要であるが、要するにこれによつて、著しく不利な條件を忍んでも起債しなければならなくなる場合のある貧弱町村にとつて、その公債費負擔を大いに軽減することになり、臨時必要な事業の資金を安んじて起債により調達することを得しめるによつて、これら町村の事業を停滯せしむることなく圓滑に運行せしめることが出来る。また「金庫」のかゝるバックのあることによつて、地方團體の起債能力はそれだけ高められることになり、これが濫用を慎しめば起債條件の好轉をすら獲ち得ることが出来るであらう。そして「金庫」の比較的小額の資金の上に、多數の地方團體の多額の地方債を支へることを得しめるのである。一九三一年十二月二十八日の法律によつて創設せられたフランスの「縣市町村信用金庫」は、一九二〇年のカイヤ氏提案¹⁵⁾以來主張せられて來た直接融資の制度乃至は直接融資と利子補償とを併用する制度を却けて、専ら利子補償の制度を採用したのであるが、その理由は、全く右の點、即ち比較的小額の資金を以て多數の地方團

15) 家屋收入税他五種の税收入をサンチーム附加税額により除して得たる商。
16) Caillat——而して氏の提出法案は1919年及び1920年に於けるフランス市長會大會の支持を受けたものである。

14) 縣市町村信用金庫法一九三一年十二月二十八日法律。

體の多額の地方債を支へ得る點に存したのである。¹⁷⁾

六 「地方信用金庫」の附隨的業務

地方信用金庫の行ふべき主たる業務は右の如きものであるが、「金庫」は、尙ほ附隨的な業務とし 左の如きものを行ふもよいであらう。

1 地方市町村にして預金部等の融資を受けんとするものに對し、交渉、手續き其他に關して預金部との仲介機關の如き役割をなすこと。眞偽の程は知らないが、巷間傳へる所に依れば、事情に通ぜず交渉に巧みでない地方市町村のために、預金部との仲介の勞を執る私的の機關乃至人物があり、其間多少の弊害も醸されてゐると云ふことである。果して然らば、かゝる仕事は、「金庫」の如き機關の公然たる機能となした方が地方市町村のためにも幸ひである。

2 地方團體——特に小團體のために、その起債に就て必要なる諸種の計畫並に調査に關する相談に應ずること。

3 現行府縣制、市制、町村制に規定せらるゝ積立金數の制度は、新しき觀念の下に整理確立せられる必要があると思ふが、例へば昨年ドイツに於て「積立法」¹⁸⁾により創設せられた地方團體の積立金制度の如きものが我國にも行はれるとすれば、この地方團體積立金は、ドイツの新制の如く各地方團體をして個別に保有せしむることなく、これを「地方信用金庫」に統一的に保有管理せしむること。積立金は分散せしめておくよりもこれを集中し

た方が、制度の目的をより強力に實現し得る筈であり、地方團體に對する一種の保險基金の如き役割をも有つてあらう。而してそのためには、「金庫」は最も適當な機關である。

七 「地方信用金庫」の資金

「地方信用金庫」の資金は、資本金、地方信用債券發行により得たる資金、毎年度一般會計よりの繰入金（交付金）を主たるものとする。

資本金を幾何にするかは國家財政との關係もあり、豫め確定し難いが、地方信用債券の發行限度を資本金の十倍²⁰⁾とすれば、現在の地方債起債趨勢から見て（假令、前述した如くその全部を「金庫」に於て賄ふのでないにしても）、相當巨額の資本金を要する。併し、地方信用債券發行による資金は、結局地方團體に融通せられるのであつて、謂はば地方債の集中せられたものに過ぎないから、産業債券、商工債券乃至は特殊銀行會社の債券とは著しく性質を異にするものであり、これらと同様に十倍乃至十五倍の發行限度を課する理由なく、例へば三十倍としても差支へないであらう。然らば、資本金は、産業組合中央金庫程度の三千萬圓でも或は充分であるかも知れない。尤も多いに越したことはない。而してこの資本金は全部政府の出資とする。地方團體にも分擔出資せしむることは一案であるが、政府と地方團體との關係から云つて必ずしもその必要なく、且つ「金庫」の利益金はこれを豫想せず、假に生じてもこれを分配しない建前とするから、資本金は謂はゞ地方信用債券發行のための信用的看板に過ぎないのである。

17) Maurice Felix, "La Réforme générale des Finances Locales" tome I "La Caisse de Crédit aux Départemens et aux Communes" P. 157以下。
18) Rücklageverordnung, 詳細に就ては「都市問題」昭和十二年二月號小田忠夫氏の紹介参照。
19) ドイツの制度は今後多く我國に採り入れられるだらうと思ふが、それを離れても、この「積立金制度」は、私は大いに興味ある制度と思ふ。ナチス立法の精神は何處にあるか知らないが、採り入れ方によつては、この制度は、却つて大いに自治權強化の物質的基礎に役立つかも知れない。

20) 例へば産業債券、商工債券、興業債券、東洋拓殖債券等は拂込資本額の十倍、勸業債券、農工債券、北海道拓殖債券等は拂込資本額の十五倍。

一般會計よりの年々の繰入金と云ふのは、主として地方債利子補償のための資金であつて、税制改革により創設せらるべき地方財政調整交付金の一部を、地方團體に交付せずして「金庫」に交付せしむるのである。これは元々地方團體に交付さるべき金額であるから、これを「金庫」に交付することは、國庫にとつて何等特別の追加支出でなく、また地方團體にとつても地方財政調整交付金のそれだけの減額は、「金庫」よりの地方債利子補償として収入するのであるから其處に損失するところはない。たゞ調整交付金制度は、折角包括的一般的補助金としての意義を獲得してゐるのに、利子補償のため「金庫」に交付される部分だけは、部分的特殊的補助金に還元せられることになり、従つて其點に問題があるかも知れないが、地方財政に對し地方債の利子補償が上記の如き効果を有つとすれば、他の個々具體的な費目に對する補助と異り地方財政全體に負擔のかゝる地方債利子に對する補助であるから、右の點は看過せられてもよいのではあるまいか。加之、調整交付金制度は地方財政を著しく機械性他律化する危険を充分に包藏して居り、これを緩和するものは地方團體の起債による財源の獲得である。然らばその起債を容易にするため、調整交付金の一部が使用せられることは、調整交付金制度そのものを圓滑に運用して行くためにも必要なのである。この繰入金は毎年度一千萬圓乃至二千萬圓を以て足りるであらう。但し「金庫」の事務費はこのうちより支辨せしむることにする。「金庫」の事務費は、銀行のやうに利鞘を以てカヴァーせしむる必要はないのである。

また必要によつては、調整交付金のための國庫收入を改革案の豫定する以上に増額し、或は適當な税種が發見せられるならば之を加へて、右の「金庫」交付金を更に増額してもよい。

「金庫」は利益を豫想しないが、その運営は言ふ迄もなく堅實を旨としなければならず、若し利益を生じたる場合には（危険カヴァーの意味に於て地方團體に對する融資に附したる上鞘、餘裕金の預金其他への運用に依り生じたる利子等）、これを一定額まで積立てたる後資本金に加へることとする。

八 「地方信用金庫」の組織

「地方信用金庫」はこれを法人とし、内務、大藏兩大臣の監督に屬し、その主たる事務所を内務省内に置く。必要に應じ地方にその支所を設けることも出来る。「金庫」の經營を掌理するために、「地方信用金庫理事會」なる合議機關を設け、内務大臣及び大藏大臣の任命にかゝる理事長一名及び若干名の理事を以て構成する。理事は地方團體の代表者及び政府官吏より任命することとし、後者に就ては例へば内務省地方局長、同土木局長、同衛生局長、社會局社會部長、大藏省主計局長、同主税局長、同理財局長、預金部長、文部省普通學務局長、會計検査院部長等を以てこれに充て、これら官職による理事は任期なく、また理事會議に對しては部下高等官を以て代理出席せしむることを得る。前者即ち地方團體の代表者に就ては、その選任の方法種々あるであらうが、貧弱團體が充分に代表せらるゝやう仕組まれることが必要である。フランスに於ては、縣をその附加稅收入額によつて二級に分ち各級より二名宛の縣會議長を選び市町村に就てはこれを人口によつて四級に分ち、各級より二名宛の市町村長を選任し、別に國勢調査の結果前回より人口の増加十五%を超える市町村中より一名の市町村長を選任合計十三名の縣市町村代表者を定めてゐる。²¹⁾これに似たやうな方法で、例へば義務教育費國庫負擔金の配分に關

21) 縣市町村信用金庫法第十六條。

する市町村の區分或は調整交付金制度の創設により當然作られねばならない地方團體の區分等を參考として適當に定むべきである。その人數も適當に定むべきであつて、多きに過ぎるも困るけれども、また少數に過ぎて折角地方團體の意志の反映が無意味になることも避けねばならない。預金部の運用委員會と異るこの金庫理事會の特色は、地方團體の代表者を充分に有つことなのである。これら理事の任期は四年とし、理事會に關する規定は別に勅令を以てこれを定めるが、例へば事務處理のために書記長其他の職員を理事長の下に屬せしめ、また理事會の頻繁なる召集の煩を避けるため専任委員會を理事會の中に設けてもよいであらう。²²⁾

其他「金庫」の會計、「金庫」の監督等に就て定めなければならないが、それらは類似機關の例に倣ひ適當に定むべく、こゝに特別に論ずる必要はないであらう。

九　　む　　す　　び

以上、「地方信用金庫」制度の具體的内容に就てその主要なる點を明らかにすることが出来たと思ふ。もとより單なる腹案程度のものに過ぎず、詳細な計畫立案はこれを他日の機會に待たねばならず、また各方面専門家の力を必要とするが、上の如き粗雑なアウトラインでも、若し斯界に何等かのヒントを提供し得るならば本稿の意圖はそれにて足るのである。蓋し我國地方財政問題の各方面からの改革は、今や劃期的税制改革案を轉機としての實行の第一歩を踏み出して居るにも拘らず、地方債の方面は比較的等閑視せられてゐる嫌ひがあるからである。(昭和二、一、一七)

〔附錄〕 税制改革案と地方債の前途

一 「地方財税制改革案特輯」號が逸した一つの問題

所謂劃期的な税制改革案が政府によつて公表せられてから既に相當の時日を経過した。それが從來の税制整理案に比しては、かなり思ひ切つたものであるだけ、それだけこの案をめぐる各方面に大きな波紋を生じ、論壇にも實際界にも稀に見る活潑な議論が展開せられた。然かも今回の税制改革案は、中央地方を通ずる整備を志したものであり、單に國家財政及び國稅制度の改革をめざしたものではなく、同時に地方財政及び地方税制の根本的改革案たる點に、その劃期的な特性があるのである。そして改革のラヂカルさは、國稅及び地方税を通じて、寧ろより多く後者に存在する。従つて、地方行政及び地方自治に關心を有する者の間に於ける今次改革案の投じた波紋の頗る大きいことも充分に首肯され得るのである。「都市問題」が逸早くこの問題を取り上げて、臨時増刊「地方財税制改革案特輯」號を編み、廣く専門家の研究意見を蒐めてこれを江湖に發表せられたことは、寔に時宜に適した企てであり、地方問題、都市問題に關心を有する者にとつて極めて貴重な資料であることは言ふを要しないところである。今回の地方財税制改革政府案に就て、私の言ひ度いことは、この特輯號に於て、その道の専門家の多くが極めて適切に述べ盡してゐられるので、今更こゝにまた拙い蛇足を附け加へる迄もあるまい。

22) 預金部資金運用規則第七條「預金部資金運用委員會ハ會長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス。臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得」第八條「會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ」第一條「委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ、一、大藏政務次官、二、大藏次官、三、關係各廳高等官、四、會計檢査院部長、五、日本銀行總裁、六、學識經驗アルモノ(第二項以下略)」

23) 縣市町村信用金庫の組織條件並に機能準則に關する一九三二年二月三日の大統領令參照。

併し、特輯號を通讀して、諸家の問題とせられたところは、殆ど全部、改革案を中心とした地方税制の將來に關する意見であつたと言ふことが出来る。尤も、地方財稅制改革案は専ら地方稅制の改革を内容とするもので、地方稅制の改革整備を通じて地方財政全般を改革整備せんとするものであるから、「案」の批判が地方稅制に集中せられ、そこから演繹せられて地方財政の將來が論及せられるのは勿論の次第である。さう云ふ意味に於ては、特輯號以上に、私はもう何も言ふことがないのであるが、併し、結局の問題は、地方財政の改善にある筈であり、今次の改革案を批判する基準も、それによつて果して地方財政がより多く改善せられるかどうかと云ふ點にある筈であるから、改革案の地方稅制部門を而してそのみを通じての批判以外に、所謂中央、地方を通じての全般的稅整案と稱せられる今次の稅制整理案全體を通じて、地方財政が果して改善せられるかどうかを考へて見ることも亦必要であらうと考へる。と云ふ意味は、端的に言へば、改革せられんとする地方稅制を通じてのみ地方財政の將來を考へないで、地方稅と並んで我が地方團體歳入の重要な要素をなしてゐる地方債の方面から地方財政の將來を考へ直して見る必要がありはしないか——と云ふことである。そして、今次の中央、地方を通ずる稅制改革案は、地方債の將來に重要な影響を及ぼすべき内容を有つてゐるのである。地方債起債の將來にして若し圓滑を缺くことあらんか、地方財政の將來も決して改善せられたりとは言ひ得ないであらう。然かも、地方債に影響を及ぼすべき部分は、今次改革案の寧ろ國稅整理部門にあるのである。地方稅制それ自體の改革案に對する批判のみからは、この問題はどうしても逸脱し易いのである。かう云ふ別な視角から、今次の改革案が地方財政に及ぼすことあるべき影響を指摘することは、あなたが特輯號に對する蛇足でもあるまい。

(註) 今次の改革案が地方財政の彈力性を著しく減殺せしめると云ふことは、多くの諸家の指摘せられるところである。このことから、地方團體——殊に大都市は、將來増嵩する市債の償還財源に窮するであらうと云ふ意味に於て、地方債に言及せられた論者は、特輯號にも無いではなかつた。例へば、大塚辰治氏「市町村の立場よりする稅制改革案の檢討」第二章末尾 特輯號一四八頁、高島佐一郎氏「稅制改革案小言から地方自治體財源強化策へ」第四章冒頭特輯號二四五頁。併し、これらは寧ろ歳出經費としての地方債費に言及せられたのであつて、改革案により地方稅制が彈力性を喪失する結果、一般に地方經費を賄ふことが從來よりもより多く困難となるであらうことを指摘せんための一例として、地方經費中の地方債費に言及せられたものである。本稿に於ては私は歳入としての財源としての、地方債そのものが蒙るべき影響を問題にして見たいのである。従つて歳出としての公債費の問題も、この觀點から、即ち低利起債(借替及び新規)が困難になると云ふ方面から問題にして見たいのである。

二 地方財政に於ける公債の重要性

我が國地方財政歳入中に於て地方債の占むる地位が如何に重要であるかは、殆ど異論の餘地がないであらう。試みに、「地方財政概要」を披いて見ると、昭和十年度に於て地方團體總歳入豫算十八億五千九百萬圓中稅收入六億二千八百萬圓で歳入總計の三三・八%を占め、稅外收入各科目と比較すれば斷然第一位の財源たることを示してゐるが、稅外收入中公債收入は三億九千五百萬圓で歳入總計の二一・三%を占め、稅收入に次ぐ重要な地方歳入科目たることを示してゐる。尙、これを過去十年に遡つて觀察すれば左表の如く、地方歳入中公債收入の占むる比重は稅收入と殆ど懸隔なく、且つその増加率に至つては遙かに稅收入を凌ぎ、地方歳入總計の増加率よりも速きテンポを以て増加してゐることを知るのである。

昭和 元	年 度		千 分 比	指 數	年 度	千 分 比		指 數
	稅收入 收公 入債 入總計	地方 歲計				稅收入 收公 入債 入總計	地方 歲計	
三三	一九	一〇〇〇	一一三		六	三八	一〇〇〇	一〇五
二九	二六	一〇〇〇	一一三		七	三二	一〇〇〇	一〇〇
二五	二四	一〇〇〇	一一三		八	三〇	一〇〇〇	一〇〇
二四	二四	一〇〇〇	一一四		九	二七	一〇〇〇	一〇五
二〇	一九	一〇〇〇	一一六		一〇	二六	一〇〇〇	一〇七

右によつて地方歳入中に於て占むる地方債の地位の重要性は瞭かであるが、このことは地方團體中の市財政に就ては就中明瞭である。即ち、昭和十年度豫算に於ける全國市稅收入は一億六千萬圓、市歳入總計（八億五千萬圓）の一八・八％を占むるに過ぎざるに反し、市債收入は二億八千六百萬圓、市歳入總計の三三・六％の多きを占むるのである。而してこの關係を更に六大都市に就て見る時は、市債の地位は、市稅に比し愈々壓倒的である。即ち、昭和十年度六大都市市歳入總計六億五千一百萬圓中、市稅收入は九千九百萬圓、一五・二％を占むるに反し、市債收入は二億三千五百萬圓、三六・一％に上つてゐるのである。

即ち、昭和九年度末地方債總計は、三十一億八千六百萬圓に上り、内、道府縣債八億八千八百萬圓（二七・八％）、市債十九億二百萬圓（五九・六％）、町村債三億四千三百萬圓（一〇・七％）、を算し、他に小額の水利組合債がある。これは、同年度末事業會社債總額三十二億二百萬圓とほぼ匹敵する數字であり、地方債累積額の重要性を示すものであるが、右のうちに於ても矢張り市債累積額が壓倒的に大いなる部分を占めてゐることは注目に値する。尙最近の數字として、内債の地方公債のみに就て見れば、本年九月末その額二十二億六千六百萬圓である（日銀調）。而して、右地方債累積額は無利子のものもあるが、起債當時の金融市場金利の關係から夫々異つた利率を負擔するものである。「地方財政概要」に據つて、筆者の算出したところでは、昭和九年度末現在高に於て、無利子のもの〇・六％、四分未滿二〇・〇％、四分以上五分未滿五六・一％、五分以上六分未滿二〇・九％、六分以上七分未滿二・二％、七分以上一〇・二％と云ふ割合になる。其後、金融市場に於ては低金利の趨勢著しく、既發高利債は順次低利借替が行はれ、大藏省預金部或は簡易保險局等より放出せられる特殊の低利資金を別とするも、一般起債市場に於ける地方債は一流物四分パーの條件迄低下したのであるから、昭和九年度末に於ける右の割合は、勿論今日に於ては、低利部分に於て増加してゐる筈である。而して、地方債四分パーに就ては、先般條件行過ぎの批難もあつたけれども、地方團體としては、低金利趨勢の波に乗つて出来るだけ多くの既發債を低利に借替へ且つ新債を低利に起債せんとすることは、財政經理上止むを得ざるところである。要するに、低金利趨勢は、地方團體

をして著しく公債費負擔を軽減するものであるから、前記の如き巨額の地方債累積を有つ地方團體としては、新規起債の必要以外に、また、舊債借換の必要も頗る大きいことを知らねばならないのである。

かくて、今日の地方財政にとつては、新規にも、借換にも地方債起債に依存しなければならぬこと頗る多く、大蔵省預金部乃至簡易保険局等の特殊貸付を除き、地方團體と金融市場——就中資本市場、起債市場との關係の重要性はこれを看過することが出来ないものである。而して地方債中市債の占むる地位上叙の如しとすれば、このことは都市財政問題として最も關心を要することではなければならない。

三 稅改革案國稅部門の檢討と地方債

右の如き關心を有ちつゝ、今次の稅制改革案を見るに、問題は寧ろ國稅の改革案にある。

今次の國稅改革案に據れば、所得稅に就て綜合課稅主義が從來よりも著しく徹底せられ、その上に於て稅率の増徴が企圖せられてゐる。然かも赤字公債の消化に就て自信を缺いたためか、國債に關し特別の優遇的例外を設け、この精神は所得稅のみならず資本利子稅改正、有價證券移轉稅新設に迄及ぼされた。問題はかかつてこの國債特別優遇に存するのである。尤も從來の稅制に於ても國債は優遇せられてゐた。例へば明治四十二年法律第七號は「國債ノ利子ニハ所得稅ヲ課セズ」と規定し、所得稅法に規定する第二種所得稅「公債ノ利子百分ノ四」の課稅には國債利子は含まれないのである。

今次改革案は増稅の趣旨に則り、國債利子にも所得稅を課することとなつたけれども、一般に第二種所得を第一種及び第三種に綜合する結果、國債利子もこれを第一種及び第三種所得に綜合すると共に第一種に綜合する場合には國債利子に就き二割五分の控除をなし、その他の第二種所得（地方公債、社債の利子等）に就いては控除せず、第三種に綜合する場合には、國債利子控除率五割、其他の第二種所得控除率三割と立案せられてゐる。然かも第三種所得に綜合せられたものには累進稅率が課せられる譯であるが、國債利子は、預金及び貯金利子と共に申告により源泉課稅となし得ることが認められてゐる。地方債利子にはこの特典が認められないから、個人投資家の資力によつては、綜合累進課稅のため、この地方債利子に對する所得稅率は源泉課稅さるゝ國債利子に對する稅率よりも重くなることがあり得るのである。

次に、資本利子稅の改正である。現行資本利子稅は、國債、地方債、社債其他の資本利子に對し、一率に百分の二を課稅してゐるが、改革案は、國債利子に就ては現行稅率を据置き、地方債利子に就ては百分の四、社債利子百分の五と稅率を上げた。

尙、改革案は有價證券移轉稅を新設することとしてゐるが、この新稅に於ても國債を優遇し、國債の移轉に就ては稅率萬分の五なるに反し、地方債其他の有價證券の移轉に就ては千分の一の稅率を定めてゐるのである。

以上の如く、稅制改革案は、その國稅部門に於て、國債課稅を各方面から優遇してゐる。この結果、地方債は起債市場に於て從來よりもより以上に國債に比し不利な狀態に置かれることゝなつたのである。例へば現行稅制の下では、國債利子も地方債利子も等しく源泉課稅され、特典は單に國債利子の所得稅免除のみであるから、國債利子には二%、地方債利子には六%（第二種所得稅四%、資本利子稅二%）の稅金がかゝり、且つその所有者が法人た

ると個人たるとに變りはないのである。従つて投資利廻りの計算上、所謂税引利廻りが簡単に然かも一律に算出せられ、例へば期限十六年八月發行價格九十八圓の三分半利赤字公債と四分パーの地方債とは、税引利廻りに於て、夫々三分六厘二毛、三分七厘四毛となる。この利廻の差一厘二毛はかなりの鞘寄せであつて、ために一時地方債起債條件の行過ぎが批難せられ、横濱市債、神戸市債の起債に當つて、大藏省乃至興銀の警告が發せられたこともあつた（前者は四分パーのトップを切らんとした時であり、後者は三分八厘パーを出さうとした時である）。そして、事實地方債起債市場は、本年八月頃より行詰りの情勢となり、一流市債の長期物で四分パー、若しくは五錢程度のプレミアムを附けたものが、逆に十錢内外の戻しをつけなければ消化が困難となり、手数料の如きも五錢乃至十錢甚だしきは無手数料で引受けるものさへあつたのに、二十錢乃至二十五錢の手料を要求する引受業者も出るに至つたと云ふことである。¹⁾この行詰り情勢は、従前行はれた信託會社、證券業者等の地方債に對する過度の引受競争に因由するところもあるが、また、大藏當局の態度其他より推して國債三分半ベシスが當分維持せられると見られたために、地方債條件の國債に對するこれ以上の鞘寄せが警戒せられ、四分パーを以て底と見られるに至つたことも、右の行詰り情勢を招來した大きな原因であつたと思はれる。

このやうに、現行税制による税引利廻りから見ても、既に地方債四分パーは、國債に鞘寄せし過ぎてゐた。ところが、改革案によると、上述した如く國債が種々の點で優遇せられる結果、この兩者間利廻りの開きは益々接近することとなるのである。今、東朝紙の計算した結果を借用すると、法人の國債に對する投資利廻りは、期限十六年八月、發行價格九十八圓の三分半赤字公債で、税引三分三厘四毛五糸となる。然るに四分パー地方債の

税引利廻りは三分四厘四毛となり、法人の投資採算に於ける兩者の開きは九毛五糸と一厘を割ることになる。²⁾而して個人投資家にとつては、利子収入の第三種所得綜合に際して行はれる控除率の差異及び國債に對しては申告による源泉課税も認められると云ふ差別條件の上に、累進税率が課せられるから一率に兩者の税引利廻りの開きを算出することが出来ない。然かも、第三種の累進税率は、平均して、法人の普通所得百分の十の税率よりは高めらるゝこと必然であるから、地方債に對する個人投資家の採算が非常に惡化することだけは確言し得る。尤もこの點に關する限り、地方債は社債（然かも二、三流の）よりは比較的多く免税團體（所得税法第十七條）に所有せられるから、社債程の影響は無いであらうが、併しまた、戸數割廢止等の地方税制改革に對して、一部の人達の主張する精神——地方民の自治參與意識を喪失せしめないために、地方負擔を分任せしむる特別税が必要であると云ふ精神——を其儘この問題に借用して來ると、地方資産家に地方債投資を奨励することも、愛國公債が愛國熱を高めると言ふ論法と同じく、自治精神涵養のために必要なことであるかも知れない。だとすると、地方債に對しては源泉課税を認めない新税制は、個人投資家の利廻採算を人により異なるものたらしめる結果、元來複雑な利廻採算に不得手な者の多い個人投資家を逡巡せしめ、この點全く逆の効果を及ぼすこととなるであらう。

また有價證券移轉税に就ては、國債と地方債に前述した如き税率の開きがあり、且つ地方債、社債と株式とを一括して同一の税率となした結果、地方債社債賣買市場が最も苛酷な影響を受けるだらうと云ふことは、既にその道の専門家の指摘してゐるところである。³⁾このことは、地方債が證券業者によつて毛嫌ひせられ、延いて地方債の起債條件に迄影響を及ぼすことがないとは言へないのである。

1) 昭和11. 8. 8. 東京朝日新聞。

2) 法人に對する第一種普通所得税百分の十の新税率を適用。

3) 飯田清三氏(野村證券取締役)、「有價證券移轉税とその影響」東洋經濟新報昭和11年11月10日號。

之を要するに改正税制の寧ろ國稅部門を點檢することによつて、地方債の將來が相當注目すべき難局にあることが想像せられるのである。

四 地方債起債市場の前途

然らば、この點に關して今後豫想せられることは、地方債起債條件の逆轉と云ふことである。市場は、今、税制改革案の成行を待つて起債商談を見送りつゝあるから、如何なる程度に條件が逆轉するかは豫測し得ないが、既に四分パー行過ぎの形勢あり、若し國債條件にして低下せざる限りは、或は一流市債四分一厘パーも困難なのではあるまいか。

〔註〕日本興業銀行「調査月報」昭和十一年十一月號は十月中の地方債發行條件に就て既に逆轉を認めてゐる。曰く「本月發行公社債の條件を見るに、地方債の平均利廻りは四・〇三三%にて前月に比し〇・〇二七%の昂騰を示し、中略又平均期間十三年一ヶ月は前月に比し一年八ヶ月、前年同月に比し一ヶ月の夫々短縮となり、明らかに地方債の條件逆轉が認められるのである。又別の箇所に「四分利地方債の起債不能となり、四分二、三厘公社債の借替も當分望み薄、云々」

これは、地方財政の將來にとつて餘り快適なことではない。蓋し、地方財政は將來益々起債財源に俟たねばならず、また公債費の負擔を軽減するために累積する既發未償還公債を出来るだけ低利に借替へねばならぬからである。政府の低金利工作によつて地方團體がどれだけ財政經理上大きな恩恵を受けたかは、昭和十一年度に於ける地方債起債額が、去る十月末日迄に既に五億二千九百萬圓に上り、内舊債借替額三億四千八百萬圓を超えたことによつても窺ひ得られるのである。⁴⁾それだけ地方財政に於ける公債費の負擔は必ずや大いに軽減せられたに相

違ない、もとよりこれがため六三會とアウトサイダー證券業者及び信託會社の對立等地方債起債市場に於ける競争を不當に激化せしめたる等の嫌ひもあつたけれども、その結果痛感せられた地方債引受シンデケート團の結成其他起債市場統制の必要も、今日に於ては事實上問題になり得ない程の地方債起債市場の淋れ方は、數ヶ月前のあの華やかさと比べて一抹の哀愁をさへ覺えるのである。

そして、かう云ふ情勢に拍車をかけるものとして、優遇されてゐるばかりでなしに、量に於ても市場を壓倒するばかりに續發されるであらう赤字公債と所謂軍需インフレーションによるその種産業部門の設備擴張の結果不可避的な産業資金の需要増大と、凡そ市場の資金供給力を著しく窮屈ならしめるであらうと想像されてゐる我が金融界そのものゝ今後の動向もこれを看過することが出来ないものである。

五 地方債起債難打開の方策

——「地方信用金庫」を創設せよ——

かくの如く、地方財政は、今後地方債を通じての財源經理に相當の難局を覺悟しなければならぬ。然かも税制改革案は、「特輯號」にあらはれた諸家の多くの意見に據れば、地方財政の經常收入を著しく非彈力的たらしめるやうである。だとすると、このこと目體また、地方團體の起債能力を著しく減殺するものであることを知らねばならぬ。中央よりの交付金を主たる經常財源とする地方團體は、起債市場に於ては、恰かも郷里の父兄より學資金の送金を受けつゝある學生と異らない立場に立たざるを得ないのである。然かも今次の税制改革案が準戰時體制への

4) 日本興業銀行「調査月報」に據る。

移行を準備するものと云ふことは、要するに國稅がその弾力性、伸張性を著しく増大せしめられたと云ふことに他ならない。だとすると、これは、起債市場にとつて赤字國債の擔保力が著しく増加したことにはなるけれども、地方債にとつては、反對にそれだけ擔保力が減退したことになるのである。

〔註〕この問題に就て、本稿とは直接關係のないことであるが、所謂戰時財政の體形は、中央財政にのみ伸張力を必要とするものではなく、地方財政にもそれが大いに必要であることが一般に看過されてゐるやうに思ふ。近代戰爭が所謂國力戰爭である以上、銃後の活躍に最も重要な役割を負擔するものが地方團體であることを忘れてはならない。従つて、中央財政に伸張力を與へることは勿論必要であるが、それは地方財政の伸張力を犠牲としての、それを取り上げての附與であつてはならない。この點に關し、「特輯號」に於ける河上丈太郎氏の稅案批判⁵⁾は、中央・地方兩財政を通じて、一律に戰爭準備の改革なりと規定せられたが、私は、地方財政に關する限り、今次の改革は戰時體制に不適應なるものと考へる。詳論は別の機會に譲り度いが、「特輯號」の中では、小田忠夫氏の批判の一部に之に關する示唆的な指摘がある。

そこで今後に於ける地方債の起債難を打開する方策が實際上の問題となるが、例へば證券業者等が新稅制に反對して公社債の源泉課稅を當局に陳情してゐるやうに、上來檢討し來つた稅案の地方財政にとつて不利なる部分の改正を當局に要求することも必要であらうが、先づかゝる希望は實現の可能性少きものと見なければならぬ。そこで、地方團體は、別個の方面から地方債起債を出來るだけ容易ならしむる施設乃至制度を中央に要求、獲得すべきであると思ふ。それに就て、大藏省預金部及び簡易保險局の如く、現在に於ても地方團體に對し特別に低利の資金を供給する政府機關もあるが、これらは必ずしも地方團體に對する融資のみに專任する機關ではなく、例へば預金部資金の運用狀況を見ても、昭和十一年十月末運用資金合計四十六億四千八百萬圓のうち地方債

證券運用額は十億四百萬圓、二二%弱に過ぎない有様であり、且つ赤字國債の消化、その市價維持等のために、今後預金部資金が大いに利用せられるであらうことは、最近の三分半赤字國債發行價格割れに對して政府の執つた種々の處置からも之を想像することが出来る。それ故に、地方團體としては、これらの機關の資金を利用することも必要であるが、それとは別に、専ら地方團體のための融資機關を中央政府の側に設立して貰つてはどうかと思ふのである。それは、直接に資金を融通するばかりでなしに、また市場に於ける地方債の起債に際しその元利を保證し、或は進んでその利子拂ひを負擔するのである。この新機關をこゝでは假に「地方信用金庫」と名付けておかう。この金庫が若し元利補償及び利子拂ひの方を主にやるならば、その資金も比較的巨額たるを要しないであらう。そしてこの金庫の創設に際し、相當額の政府出資に俟たねばならぬことは勿論であるが、地方財政調整交付金を多少増徴し、或は改革案が豫定する調整交付金財源たる稅種以外に、例へば或る種の流通稅——消費稅のあるもの又は賣上稅等——よりの收入を増徴し、この部分はこれを調整交付金として地方團體に分配せず、年々金庫に繰入ることゝすれば、金庫の資力も豊富となるであらう。而して、この金庫の運用其他經營に關しては、預金部資金運用委員會の如きものを設け、これに地方團體の代表者を委員として参加せしめ、以て眞に地方團體のための金庫たる本質を喪はしめざるやうにすることも必要である。この「地方信用金庫」設立案に就ては具體的な私の腹案もあるが、本稿に於ては、たゞさう云ふ何等かの機關又は施設の必要の一例としてこれを提議するに止めておく。

今後の地方財政が、調整交付金を主たる財源としなければならぬとすれば、假にそれによつて地方財政の窮乏

5) 河上丈太郎氏「新地方稅體系と戰爭」—地方財政制改革案特輯號。

6) 小田忠夫氏「新稅制案の含む矛盾に就て」—同上。

都市問題パンフレット				定 価	送 料
				円	円
都市財政の根本的改善	小林 丑三郎	No. 1		.20	.02
大阪市の學區廢止と其れに伴ふ施設計畫に就て	川 本 宇之介	No. 3		.20	.02
都市の塵芥處分問題	藤 原 九 十 郎	No. 6	絶 版		
下水道事業の經濟	關 一	No. 7		.10	.02
市會に關する制度改善諸案	東京市政調査會	No. 8		.20	.02
都市の尿尿處分問題	藤 原 九 十 郎	No. 9	絶 版		
都市行政の恩人としての故後藤伯を憶ふ	池 田 宏	No.10		.10	.02
瓦斯事業買収市營論	谷 川 昇	No.11		.10	.02
公益企業概念と其諸問題	池 田 宏	No.12		.10	.02
自治制發布記念日設定論	池 田 宏	No.14		.20	.02
大都市問題と市町村の統合	池 田 宏	No.15	絶 版		
都市塵芥の處理方策	藤 原 九 十 郎	No.16		.20	.02
都市の空中淨化問題	藤 原 九 十 郎	No.17		.20	.02
生鮮食品卸賣市場の統制	荒 木 孟	No.18	絶 版		
東京市政現下の諸問題	東京市政調査會	No.19		.10	.02
市吏員の銓衡方法と試験問題	東京市政調査會 研 究 部	No.20		.40	.04
報償契約に就て	池 田 宏	No.21		.10	.02
本邦無軌條電車の實績	木 村 尙 一	No.22		.20	.02
上水道の法律統制	池 田 宏	No.23		.20	.02
都市計畫の將來と地方計畫	池 田 宏	No.24		.20	.02
都市災害防備策	池 田 宏	No.25		.30	.04
東京都制問題小史觀	近 藤 操	No.26		.20	.02
都市制度論	關 一	No.27		.20	.02

が救済せられ起債の必要が大いに減少せしめらるゝことがあるとしても、収入の機械性他律性のために、地方團體にとつて一時歳入の不足を來たし、起すべき事業を起し得ず、それが緊急止むを得ざる場合には、どうしても借入又は起債の必要が生ずるに相違ないと考へられる。従つて、交付金財源の一部を割いて、かゝる金庫を設立することは、上來論じ來つた一般的地方債問題の解決策とは切離して、單に調整交付金制度が必然に包藏するであらうところの機械性を交付金制度そのものの枠内に於て、緩和するための施設としても、大いに意義のあるものと私は考へてゐる。この點に就て、我々の参考となる事例は、一九三一年十二月二十八日の法律によつて設立せられた、フランスの「縣市町村信用金庫」の制度である。この制度は、戦後フランスの地方財政改革史上、一九二六年の地方税整理及び一九三一年政府提案の國費地方費負擔整理に關する法案と共に、三大改革の一つをなすものであり、且つフランスに於ける一種の調整交付金制度とも目すべき、一九一八年二月二十二日の法律に依つて創設せられた「地方團體共同基金」⁷⁾制度の或る意味に於ける修正であることも、この際我々にとつて意味があるのである。⁸⁾(昭和一一、一二、一三)

附記一 本稿は主として馬場税案を對象として書かれたものであるが、間もなく政變によつて、結城藏相の臨時増徴策がこれに代つたことは周知の如くである。併し根本的税案は依然として我が財政に課せられた宿題であり、その意味に於て本稿の意義はまだ失はれないと思ふ。若し夫れ本稿の積極的主張に至つては、金融其調最近の情勢は益々その必要を確證しつつあるものやうである。



7) La Caisse de crédit aux Départemens et aux Communes.

8) Le fonds commun.

9) フランスの地方財政改革に就ては、小田忠夫氏「大戦後に於けるフランスの地方財政改革概観」『都市問題』昭和十二年五月號参照。

市政の基礎知識

叢書

四六判・紙幀美装
最近刊行五輯
以下隨時追刊

地方行政關係者のための 公民の自治生活に於ける

現代文明の特色がその産業的な點に存すること、而してその産業社會の心臟部が都市に位置して居ることに就ては論證を必要とせぬであらう。寔に都市こそは、現代文化の中心であり、凡ゆる活動の神經中樞でもある。しかしながら、現代都市生活は、必ずしも満足すべきものではなく、既にその幾多の缺陷は凡ゆる方面に暴露せられて居る。而も、我國農村の收容力を以てしては、年に増加する百萬餘の人口の大部分の消化は、之を都市に倚賴するの外なき現狀に在り、従つて人口都市化の勢は依然停止する所を知らぬ有様である。されば既にして人口に於て全國の三分の一を超え、生産額に於て全國總額の半ばを占める、都市の重要性と都市經營乃至市政の困難とは年と共に愈々大を加へずには措かぬであらう。

市政は今や所謂「政治」ではなくして、「行政」であるとせられる。その職分は最早人民を支配することではなくして市民に對するサービスにある。現代都市の住民に適當なる生活條件をサービスするためには、物質技術と行政技術とが極度に活用されねばならぬ。自然科学と

東京市政調査會發行

東京日本比谷公園市政會館・東京七六一〇九

ス ト 侶 伴

社會科學の粹が應用されねばならぬ。これ市政の衝に當る者の能力向上と誠實とが内に要請され、外に賢明にして公共的な市民の理解と後援とが必要とされる所以である。

「市政の基礎知識」叢書は、市政に關係ある諸般の事項につき、その理論と實際に亘り簡潔平明なる解説をなし、市政の運行乃至都市問題の考察に當りての基礎的綜合的知識を與へんとするものである。乃ち市政關係者にとりては座右の典據たり指針たると同時に、普ねく公民の間に於ける自治協力力の正しき嚮導たらんことを所期したものである。

市政は複雑多岐の内容を含むが故に、本叢書に於て扱はるゝ項目は、或は政治に經濟に財政に技術に、或は地方制度に、各般の都市政策に頗る多方面に亘るであらう。

本叢書が廣く江湖に普及して、市政に對する知識と興味を深め、その健全な發展の一助とならば幸ひである。

1 都市問題概説

本會研究員

弓家七郎述

P. 56
¥ 15
〒 03

2 地方自治の沿革

本會研究員

龜卦川浩述

(再版)
P. 84
¥ 20
〒 03

3 都市計畫

本會研究員

弓家七郎述

(再版)
P. 96
¥ 25
〒 03

4 都市の財政

本會研究員

岡野文之助述

(三版)
P. 77
¥ 20
〒 03

5 東京都制問題

本會研究員

龜卦川浩述

P. 41
¥ 10
〒 03

「都市問題」特輯號目錄

	發 行 年 月	定 價	送 料
市 會 議 員 選 舉 特 輯	昭和 4. 2 年 月 日	円 .80	円 .035
後 藤 伯 爵 追 悼 號	4. 6	.80	.035
復 興 展 記 念 號	5. 1	1.00	.035
都 市 問 題 會 議 記 念 特 輯	5. 10	.80	.025
地 方 行 政 及 財 政 整 理 問 題 特 輯	6. 8	.80	.025
地 方 財 源 特 輯	6. 10	.80	.03
公 益 企 業 特 輯	7. 1	2.50	.055
東京市政調査會 創立十周年紀念 市 政 論 集	7. 3	1.50	.06
大 東 京 記 念 特 輯	7. 10	1.00	.055
都 制 問 題 特 輯	7. 11	.60	.025
市 會 選 舉 對 策 號	8. 2	.70	.035
選 舉 肅 正 號	8. 3	.70	.035
中央市場卸賣人單複制主輯	8. 12	絶 版	
增 新 稅 問 題 批 判 號	9. 3	.60	.025
第四回全國都市問題會議記念特輯	9. 10	1.00	.04
災 害 防 備・自 治 濟 美 特 輯	9. 11	.60	.03
地 方 財 政 改 善 策 特 輯	10. 8	1.60	.065
地 方 制 度 改 革 特 輯	11. 5	1.30	.055
都 市 保 健 問 題 特 輯	11. 8	1.00	.045
第五回全國都市問題會議記念號	11. 10	.50	.025
都 制 案 批 判 主 輯	11. 11	.50	.03
地 方 財 稅 制 改 革 案 特 輯	臨時增刊 11. 11	1.00	.05

昭和十二年八月七日印刷
昭和十二年八月十日發行

「地方信用金庫」設置
定價金二十錢

編輯者

法人 東京市政調査會

印刷者

鈴木 茂

東京市京橋區築地四丁目四番地

發行所

法人

東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印間三屋中

OHZ

637

Z

7